

令和8年3月25日14時00分
近畿地方整備局
国営明石海峡公園事務所

国営明石海峡公園淡路地区における Park-PFI 事業の設置等予定者の選定について

淡路地区海岸ゾーン（兵庫県淡路市）の一部を対象とした公募設置管理制度（Park-PFI）制度に基づく民間事業者の公募について、「淡路地区アウトドア・ベース官民連携事業検討委員会」における審査及び評価についての意見聴取を経て、設置等予定者を選定しました。

●設置等予定者

株式会社パソナグループ

●備考

「淡路地区アウトドア・ベース官民連携事業検討委員会」において、評価項目「公園の特性等を踏まえた事業運営の基本的考え方」等に関して詳細検討を求める意見があったことも踏まえ、今後、公園管理者と設置等予定者との間で公募設置等計画について協議を行い、協議が整い次第、当該計画の認定、基本協定の締結を行う予定です。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
兵庫県政記者クラブ、神戸市政記者クラブ、神戸民放記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所
建設専門官 結城 邦明（ゆうき くにあき）
調査設計課長 田尻 尚登（たじり ひさと）
電話番号：078-392-2992（代）

国営明石海峡公園淡路地区における Park-PFI 事業の 設置等予定者の選定について

国営明石海峡公園淡路地区海岸ゾーン（兵庫県淡路市）において、バーベキューを中心に質の高いアウトドアライフやスポーツアクティビティを楽しむことのできるエリアの整備に向け、収益施設と周辺の園路、広場等の整備・管理運営を一体的に行っていただく事業者を、公募設置管理制度（Park-PFI）により公募しました。

令和7年5月23日から令和7年12月25日まで、公募設置等計画等関係書類の提出を受け付けた結果、1者から提出がありました。

都市公園法第5条の4の規定に基づき、令和8年3月10日に開催した「淡路地区アウトドア・ベース官民連携事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）における審査及び評価についての意見聴取を経て、近畿地方整備局において、以下のとおり設置等予定者を選定しました。

1. 選定した設置等予定者及び次点者

○設置等予定者（以下、A者）

応募法人	株式会社パソナグループ
------	-------------

2. 検討委員会の体制

（敬称略：五十音順）

分野	氏名	所属	備考
緑地・公園	赤澤 宏樹	兵庫県立大学	委員長
経済	熊谷 礼子	帝塚山大学	
観光	田中 まこ	特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッション	
ランドスケープ	根本 哲夫	奈良女子大学	
建築	宮野 順子	武庫川女子大学	

3. 選定経緯及び結果

（1）提案書の受付

令和7年4月25日より、公募設置等指針の配布を開始しました。

令和7年5月23日から令和7年12月25日まで、公募設置等計画等関係書類の提出を受け付けた結果、1者から提出がありました。

(2) 提案の審査及び評価

①提案の審査

応募者が公募設置等指針4.(1)に示す資格等を満たしているか、公募設置等計画等関係書類が法律等に違反していないか、また公募設置等計画の内容が公募設置等指針に照らし適切なものであることを事務局で審査しました。

審査の結果、これらの条件を満たしていると認められました。

②提案の評価

次に、公募設置等計画に関し、公募設置等計画の記載内容及びプレゼンテーションをもとに、あらかじめ公募設置等指針に定められた評価の基準に沿って評価を行い、令和8年3月10日に開催した検討委員会における委員の意見を踏まえ、設置等予定者を選定しました。

③評価結果

各提案の評価点は以下のとおりです。

評価項目	評価の視点	配点	A者
(1) 事業の実施方針	①公園の特性等を踏まえた事業運営の基本的考え方について評価する。	30	14
	②対象地周辺との連携、配慮について評価する。		
	③利用者層・利用者数の想定について評価する。		
	④地域との連携方針について評価する。		
(2) 事業実施体制	①応募法人等の実績について評価する。	15	10
	②財務健全性について評価する。		
	③業務の実施体制、緊急時の体制について評価する。		
(3) 施設の整備計画	①魅力的な施設整備計画について評価する。	35	21
	②安全・安心な施設整備計画・アクセスの考慮について評価する。		
	③インクルーシブ等について評価する。		
	④国側の整備との協調について評価する。		
	⑤景観への配慮について評価する。		
(4) 緑やオープンスペースの確保	①良好な環境、良質な緑の確保等に資する計画について評価する。	10	6
(5) 施設の管理運営計画	①公園管理コストの縮減について評価する。	35	28
	②利用促進、賑わい創出について評価する。		
	③園内全体、対象地内の相乗効果が期待される管理計画について評価する。		

	④安心・安全に配慮した施設の管理計画について評価する。		
	⑤セルフモニタリングの方法について評価する。		
(6) 事業計画	①資金計画・収支計画について評価する。	20	12
	②持続的な事業計画、収益還元計画について評価する。		
	③リスクへの対応について評価する。		
(7) 価格審査	①公募対象公園施設に係る使用料の額について評価する。	5	3
合 計		150	94

④検討委員会における主な意見

検討委員会から、A者の計画に対する主な意見は以下の通り。

- 評価項目「公園の特性等を踏まえた事業運営の基本的な考え方」に関して
景観や、管理運営の観点で、海辺という本エリアの立地を活かす内容について、さらに具体化を図り、計画に反映すべき。
- 評価項目「対象地周辺（国営明石海峡公園淡路地区やその隣接地）との連携、配慮」に関して
地域への貢献など、多様な公園利用者が受け入れられる管理運営の視点を盛り込むべき。
- 評価項目「公園管理コストの縮減」に関して
対象地を一括管理することで、公園管理者の管理コスト縮減が期待できる内容になっている。
- 評価項目「利用促進、賑わい創出」に関して
利用促進、賑わい創出が期待できる内容になっている。
- 評価項目「安全・安心に配慮した施設の管理計画」に関して
緊急体制や、未然防止策が評価出来る。

(3) 今後の対応

公募設置等計画の認定に向け、検討委員会における意見等を踏まえ、当該計画の内容について設置等予定者と協議することといたします。なお、事業概要につきましては、公募設置等計画の認定後に公表いたします。

（参考）公募設置管理制度（Park-PFI 制度）について

「公募設置管理制度」は、平成 29 年の都市公園法改正時により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のことです。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称されています。

- ・ 公募対象公園施設：飲食店、売店等の公園施設で、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められる施設。
- ・ 特定公園施設：公園利用者の利便の向上のために設置される園路、広場等の公園施設で、公園管理者との契約に基づき認定計画提出者が設置又は管理を行う施設。
- ・ 利便増進施設：Park-PFI により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、広告塔などの施設。

<P-PFI のイメージ>

